解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月三十日

名古屋市港区寛政町三丁目四一番地一

財団法人中部盲導犬協会

代表清算人　殿塚　猷一

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月三十日

大阪市東住吉区公園南矢田三丁目一〇番三〇号

財団法人緑山会

代表清算人　吉本　進次

解散公告（第二回）

当法人は存続期間の満了により、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月三十日

堺市堺区中瓦町二丁三番二四号

財団法人堺市都市整備公社

代表清算人　正木　博明

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年四月一日存続期間満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月三十日

大阪市淀川区西中島六丁目五番三号

財団法人日本地下水理化学研究所

代表清算人　村岡　浩爾

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年四月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月三十日

兵庫県伊丹市昆陽一丁目一番地の二

財団法人伊丹市都市整備公社

代表清算人　井上　博

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日存続期間の満了により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月三十日

鳥取県境港市上道町三〇〇〇番地

財団法人境港市農業公社

代表清算人　中村　勝治

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年四月一日、存続期間満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月三十日

岡山市北区南方二丁目一三―一

財団法人岡山県里親会

代表清算人　延藤　好英

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年四月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月三十日

広島県大竹市港町一丁目二番六号

社団法人勤労者福祉港町会館

代表清算人　下松　聰忍

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月三十日

佐賀県唐津市西城内一番一号

財団法人唐津市勤労者福祉会館

清算人　下平　義男

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年四月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月三十日

宮崎県日南市北郷町大藤甲一五一九番地三

財団法人宮崎建設労働者研修福祉センター

代表清算人　守山　正之

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年三月十六日開催の臨時社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月三十日

北海道余市郡余市町大川町一五丁目一二番一

社団法人後志歯科医師会

清算人　佐藤智賀志

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間満了により平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月三十日

北海道旭川市花咲町四丁目二二七二番地二〇

社団法人旭川公共嘱託登記司法書士協会

清算人　上村　修

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十五年三月二十六日石狩市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月三十日

北海道石狩市八幡二丁目三三二番地一一

石狩市花川東土地区画整理組合

代表清算人　石崎　敏司

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により平成二十五年三月三十一日に解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月三十日

札幌市中央区南一一条西一丁目五―一六

カサ・ウィスタリア

社団法人北海道医療福祉施設指導センター

清算人　近正　俊幸

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日をもって存続期間満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月三十日

秋田県大館市字中城二〇番地

財団法人大館市勤労者福祉事業団

代表清算人　長岐　利堅

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年十一月二十一日開催の臨時社員総会の決議並びにさいたま市長の認可により、平成二十五年三月二十二日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月三十日

埼玉県さいたま市大宮区大成町三丁目五四六番地

医療法人恵成会

清算人　宮下　寧